

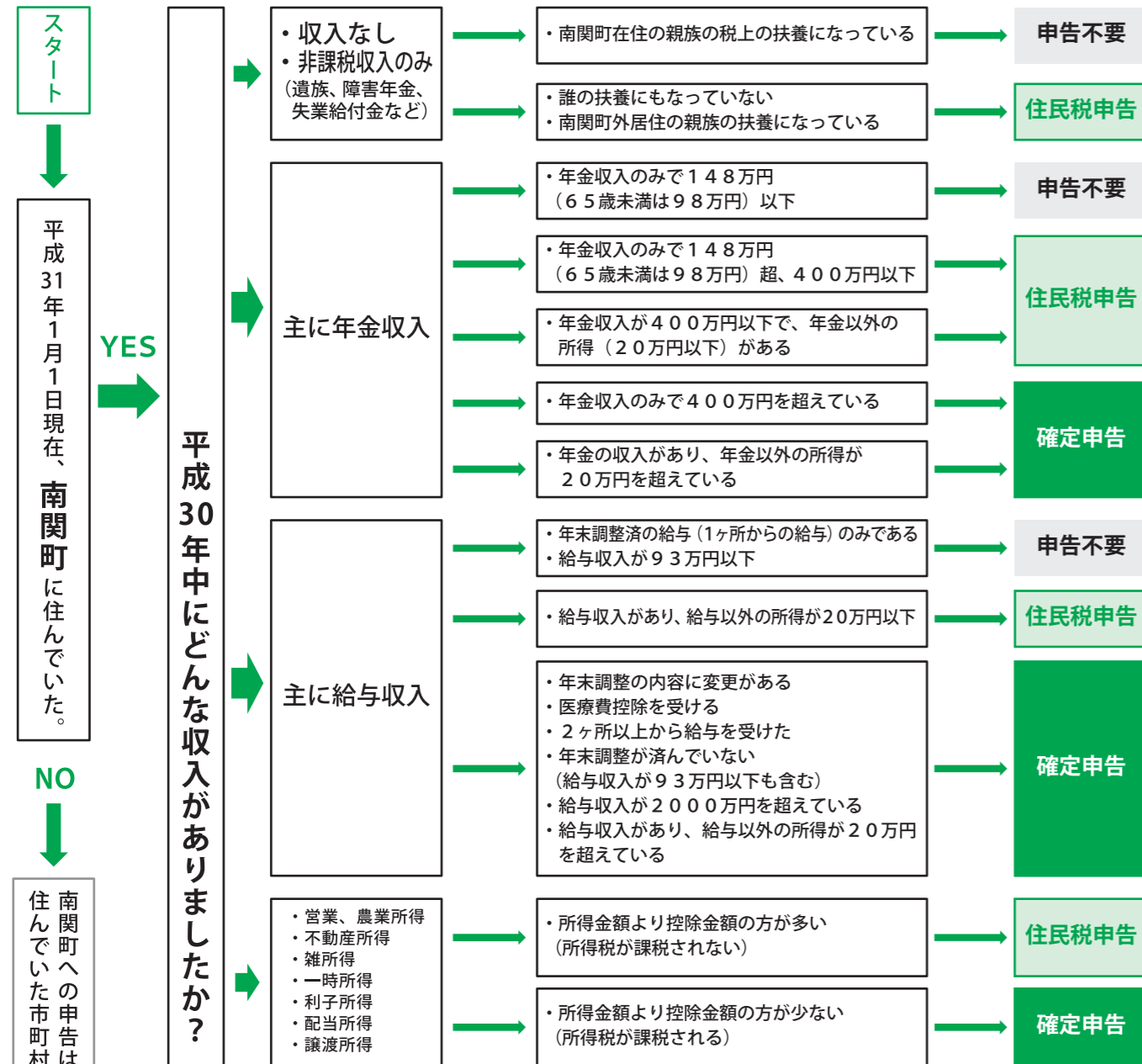
# 申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。あなたも申告が必要かどうか判断してみませんか

- ・申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。
- ・年齢は平成31年1月1日現在でお考えください。
- ・特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合もあります。ご不明点はお問い合わせ下さい。

※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。

## ・所得税の還付を受けるためには申告フローチャートに関わらず必ず確定申告が必要です。



- ・青色申告をされる人
  - ・海外での収入がある人
  - ・平成30年中に住宅を増改築した、中古住宅を購入した、新築をして特例適用の対象である人
  - ・先物取引を行った人
  - ・譲渡所得があり特例適用の対象である人
- ※以上の方は玉名税務署にて確定申告を行ってください。

## 町県民税申告書等の提出時の番号法に基づく本人確認について

申告書等に個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認が必要です。以下の本人確認書類などを必ず持参していただきますようお願いいたします。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 本人が申告書等を提出する場合

#### ①本人の個人番号確認: 次のいずれか1点

個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

#### ②本人確認: 次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上

※いずれも氏名/生年月日又は氏名/住所が記載された本人のものであること。  
個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、社員証、資格証明書(税理士証票など)、官公署(勤務先など)発行書類(例: 税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票)

### 代理人が申告書等を提出する場合

※「代理人」には、親族を含みます。

#### ①本人の個人番号確認: 次のいずれか1点

※写し可  
個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

#### ②代理人の本人確認

「本人が申告書等を提出する場合」の「②本人確認」と同様

#### ③代理権の確認: 次のいずれか1点

- ・委任状又は税務代理権限証書の原本
- ・本人しか持ち得ない書類(個人番号カード、通知カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類)の写し

## 医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です

### ・医療費控除の提出書類

平成29年分以降の確定申告における医療費控除を受ける場合の手続

○必要な書類

- ①医療保険者等が発行した医療費通知書
- ②医療費控除の明細書

医療費等の領収書(医療費通知に係るものを除く。)について、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成28年分以前の確定申告については従来どおり、医療費等の領収書の添付又は提示が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。玉名税務署にお尋ねください。

玉名税務署(0968-72-2125)自動音声案内に従い「0」を選択してください。